

反社会的勢力の排除条例に関する誓約書

つなげるピアサポーター（以下「甲」という）は、政府が公表している「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、入会説明会を申し込む際のフォーム内に該当するチェックボックスへのチェックを持って、NPO 法人つなげる（以下「乙」という）へ誓約をいたします。

第1条

甲は、次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）であること。
2. 甲の家族や関係者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
3. 反社会的勢力を利用していること。
4. 反社会的勢力に関係していること。

第2条

甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号いずれの行為も行わないことを表明し、確約する。

1. 暴力的な要求行為。
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
4. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為。
5. その他前各号に準ずる行為。

第3条

乙が、甲が前二条のいずれかに違反していると合理的に判断、またはピアサポーターとして適当ではないと判断した場合は、甲に対して何らの通知、催告をすることなく、全ての取引及び契約を解除することができる。

第4条

前条に基づき取引及び契約の全部又は一部を解除された場合、乙は当該解除を理由とする一切の損害賠償義務を負担しない。また、当該解除によって乙に損害が生じた場合は、甲に対しその損害の賠償を請求できるものとする。